

<答申のポイント>

諮問事項

「兵庫らしい地域づくりに向けた県民活動のあり方」

答申テーマ

緩やかなつながりにより社会的孤立を防ぐ地域づくり

- ① 児童虐待や自殺、高齢者の孤立死などの社会的深刻な事態を未然に防ぐためには、行政機関はもちろん地域の人々の助け合いが大切
- ② NPO等の目的や利益でつながる集団が盛んになってきたが、身近な地域の助け合いの意識と行動を保つことが重要
- ③ 柔軟なルールの下で、住民共有の場と連携の仕組みを合わせ持ち、地域みんなの心の拠り所となる「新たなコモンズ」を築くことを提唱
- ④ 県は、県民運動等の成果を生かし、地域の担い手育成や社会的課題解決に向けた地域と行政の協働の仕組みづくりなどを支援

社会情勢「これまでの取組評価」

第1章 県民生活を取り巻く社会の変化

- 1 家庭と地域の変化
 - 少子・高齢化の進行、単独世帯の増加
 - 雇用形態の多様化、家庭と地域の機能外部化
- 2 個人の意識の変化
 - 近所づきあいに対する意識の変化
 - コミュニケーションの質の変化
- 3 これらの変化が生んだ社会的孤立
 - 社会的孤立が生んだ深刻な課題：
 - 児童虐待、自殺、孤立死など
 - 日常的に誰もが陥る社会的孤立：
 - 育児中の母親、地域との関わりの薄い団塊世代、独居高齢者

地域や家庭の変化等によって生じた「社会的孤立」はあらゆる人に共通する課題であり、行政だけでなく、地域として取り組む必要がある

第2章 兵庫県における地域づくりの取組

- 1 県民運動の取組
 - 県民運動とは：県民一人ひとりが考え、行動して、調和の取れた自律社会を目指す運動
 - 県民運動の取組：こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動、21世紀兵庫長期ビジョン等
- 2 新たな県民運動の登場
 - NPO等テーマを特定した活動、個々の小さな取組から広がった運動、企業の社会貢献意識
- 3 市町のコミュニティ施策
 - 自治会等に加え、地域自治協議会等の校区単位の取組支援、包括補助金や地域担当職員など
- 4 県民交流広場事業の成果と課題
 - 地域のさまざまな団体・グループの参画、新しい住民自治の萌芽
 - リーダー不足、活動者の偏り、資金確保等が課題

新たな取組や市町施策も踏まえながら、県民運動、県民交流広場等の成果を生かし、自立した地域づくりを進めていく必要がある

第3章 課題の多様性、活動形態の地域性

- 1 課題の多様性
 - 高齢化率、合計特殊出生率、近所づきあいの意識、地域活動の取組等の地域性
- 2 活動形態の地域性
 - 防犯グループの結成率、県民交流広場実施率、NPO法人の設立数等の地域性
- 3 地域の実情に応じた地域コミュニティ運営
 - 都市部：地縁団体のほか、多様な団体の連携によって活動を展開
 - 農村部：地縁団体の中にさまざまな分野ごとの組織を設け、多様な活動を展開
 - 課題と活動の多様性を背景に、それぞれの地域が工夫し、独自のコミュニティ運営

県民運動等の取組の成果を踏まえ、課題や活動の状況に応じ、自ら決定し取り組む必要がある行政は、そのプロセスに寄り添い支援するため、情報発信や活動の仕組みを提案

第4章 今後の地域づくりに向けた基本的な考え方

基本方向

<兵庫らしさを生かした今後の地域づくり>

- ・ 県民運動、県民の参画と協働、県民交流広場によるコミュニティ再生の取組等の実績、さらに多様な文化と広大な地域を有する多様性が「兵庫らしさ」
- ・ 「社会的孤立」等の困難な課題にも取り組めるよう地域が重層的に緩やかにつながり、様々な県民活動（activity）の総和が兵庫県の新たな潮流（movement）となる

<新たな県民活動の展開における2つの方向>

- ① 新たなコモンズの形成と課題解決能力の向上
 - 立場の異なる人々が課題に応じてつながり、地域外の人々も参画できるような柔軟なルールの下で、住民共有の場と連携の仕組みを合わせ持ち、地域みんなの心の拠り所となるもの、すなわち「新たなコモンズ」を築いていくことが必要。そして、一人ひとりが共生意識を持ち、日常的なつながりを取り戻し、多様な組織や個人の緩やかなつながりを築き、地域の課題解決を図る。
- ② 深刻な課題に対応する地域と行政の協働の推進
 - 暮らしに身近な深刻課題については、新たなコモンズが中心となり、地域と行政の協働の取組を広げる。

第5章 今後の地域づくりのあり方

～新たなコモンズの形成により、共につながり支え合う地域を築く～

- 1 新たなコモンズの形成に向けた取組
 - (1) 緩やかなつながりを作り出す仕組み
 - 課題解決のプロセスを共有するため協働促進（ファシリテーター）型人材の確保
 - さまざまな価値観や属性を有する個人や組織等の集まる場と仕組みづくり
 - (2) 重層的なつながりの形成
 - 地域を超えた団体等とも連携し、重層的なつながりを形成
 - (3) セーフティネットやローカルルールの形成
 - 地域独自の支え合いの仕組みの構築、地域のきめ細かな規範の策定
- 2 新たなコモンズに参画する個人や組織の意識と行動
 - (1) 個人の支え合いや共生の意識の醸成、一人ひとりの地域との関わり
 - 「思いやり」「世話やき」「つながり」の意識の向上
 - 迷惑をかけてもお互いさまで許し合う、寛容な人間関係
 - 居場所の確保と各々の地域との関わり
 - 地域活動への参加を通じた自己実現
 - (2) 組織の特性に応じた活動の強化
 - 地域団体：活動の意義を伝え参加層を拡大、定型的業務以外への対応など
 - NPO等：事業の継続性の確保、専門的人材の確保など
 - 企業等：事業を通じた地域貢献、社員のボランティア活動支援など
 - 学校等：心の拠り所として連帯意識の創出、シチズンシップ教育の推進など
 - (3) 地域外の個人や団体等との連携
 - 地域を超えたつながりを通じた支援・協働や外部の専門家等との連携
- 3 社会的な深刻課題解決に向けた行政と各主体の協働
 - 深刻課題が速やかに把握され、行政と地域の多様な主体がその持てる資源を活用して速やかに対応（ex. 児童虐待、自殺、孤立死など）

新たな県民活動の提案と支援策

第6章 県民の地域づくり活動に対する支援

- 1 新たなコモンズ形成に向けた総合的支援
 - (1) 地域活動のプロセス支援を通じた地域の担い手育成
 - 活動のプロセスを支援し、活動実践を通じて担い手を育成
 - 地域の求めに応じ、このプロセスを支援する専門家を派遣
 - (2) 資格、特技等を持つ住民の登録制度の提案
 - 一定の資格・技能を持つ人の募集・登録制度の提案
 - 簡単な手伝い等も登録し、より多くの人の役割を引き出す
 - (3) 新たなコモンズ形成に向けたモデル事業の実施
 - 自律的な地域課題解決、住民の自治活動実現へのモデル事業
- 2 個人や組織の意識を変え行動を支えるための支援
 - (1) 個人の意識を変え、地域活動に取り組むようになるための支援
 - ア 「思いやり」「世話やき」「つながり」意識の醸成
 - 学校教育での機会づくり、社会教育でのきっかけづくり等
 - 意識づけにつながる行動の提唱、意識変革を引き出す戦略的広報
 - イ 地域活動への参加促進
 - 若者等の地域活動・社会貢献活動への参加促進
 - 日常生活の中で自然につながりを生む空間づくり、イベントの実施
 - (2) 地域団体やNPO等の活動基盤を強化し、課題解決能力を高めるための支援
- ア 情報の提供
 - 課題を考えるための基礎データの作成・提供
 - 分野別情報の集約、提供を行うワンストップサービス
- イ 活動の場の提供
 - 公的施設の空き空間、空き家や空き店舗等の利用支援
- ウ 外部専門人材の確保
 - 地域の取組を支援する専門人材（コーディネーター等）育成
 - 企業等労働者等の地域、NPOへのボランティア参加支援
- エ 活動資金循環の仕組み
 - 地域活動基金の造成、市民バンク・ファンドの設立支援
 - 企業活動と連携した資金確保のあっせん
- 3 社会的な課題解決に向けた行政と各主体の協働
 - (1) 地域が深刻課題に気づく仕組みづくり
 - 地域の課題を共有するチェックシート作成、各種推進員への研修を通じたセンサー能力向上
 - (2) 広場等を核にした地域と行政の協働の取組
 - 課題共有のワークショップの開催や対応マニュアルの策定支援
- 4 県と市町の役割分担
 - 地域づくり支援は住民に身近な市町が一義的な責任を負う
 - 県は、担い手育成など、効果が全県に及ぶ広域的な取組や仕組みづくり、方針の策定やモデル事業の実施